

## 湖南省公共基準点管理保全要綱（案）

### （目的）

第1条 この告示は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

### （定義）

第2条 この告示において「公共基準点」とは、1級基準点、2級基準点、3級基準点又は4級基準点（相当精度の基準点を含む。）であつて、かつ、永久標識を設置したものをいう。

### （公共基準点の使用手続）

第3条 公共基準点を使用しようとする者（次項及び第3項において「申請者」という。）は、あらかじめ湖南省公共基準点使用承認申請書（様式第1号）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、速やかに必要な審査を行い、適正と認めるときは、湖南省公共基準点使用承認書（様式第2号。次項及び様式第2号において「使用承認書」という。）により、これを申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により使用承認書の交付を受けた申請者（次項において「使用者」という。）は、公共基準点を使用する場合は、使用承認書を常時携帯し、市又は土地所有者等から提示の求めがあつたときは、速やかにこれを提示しなければならない。

4 使用者は、公共基準点の使用後速やかに、湖南省公共基準点使用報告書（様式第3号）により市長に使用結果を報告するものとする。

### （工事施工の届出）

第4条 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、公共基準点の付近でその効用に支障を来たすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ湖南省公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号。以下この条及び第9条第2項において「届出書」という。）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条に規定する公共基準点の一時撤去若しくは移転の承認を申請し、又は協議する場合は、届出書の提出を省略すること

ができる。

- 2 前項のその効用に支障を来たすおそれのある工事等とは、次に掲げるものとする。
    - (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
    - (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる工事等
    - (3) その他公共基準点の効用に支障を来たすと認められる工事等
  - 3 届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
    - (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したものである。第5条第2項において同じ。）
    - (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
    - (3) 写真（公共基準点及びその周辺並びに全ての引照点が確認できるものに限る。）
  - 4 公共基準点付近での工事がしゅん工した場合には、工事施工者は、速やかに湖南省公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第5号）を市長に提出し、市長の検査を受けなければならない。
  - 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
    - (1) しゅん工写真（公共基準点及びその周辺が確認できるものに限る。）
    - (2) 公共基準点の異常の有無が確認できる測量資料（着工前、しゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果物とする。）
  - 6 公共基準点付近での工事により公共基準点の効用に支障を来たした場合は、工事施工者は、市長と協議を行い、湖南省公共基準点復旧承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
  - 7 前項の場合において、市長は、申請を適当と認めるときは、当該工事施工者に湖南省公共基準点復旧承認書（様式第7号）を交付するものとする。

（一時撤去及び移転）
- 第5条 工事施工者は、公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある場合には、あらかじめ湖南省公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図及び平面図
  - (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるものに限る。）
  - (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるものに限る。）
- 3 第1項の規定により申請があった場合において、市長は、当該申請を適当と認めるときは、当該申請者に湖南省公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第9号。第9条第2項において「承認書」という。）を交付するものとする。
- 4 公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、湖南省公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第6条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等し、その公共基準点の効用に支障を来たすこととなった場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合は、工事施工者は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において、公共基準点を既設と同様の構造により再設置することが不可能な場合は、市長と協議の上、これを変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失し、又はき損した場合は、前2項の規定を準用する。

（機能回復の施工者）

第7条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、市が行うものとする。

- (1) 工事施工者による設置工事の実施が困難な場合
  - (2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転等の請求があった場合
- 2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続は、法第36条、第37条第3項及び第40条その他関係法令に基づき市が行うものとする。
- 3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者及び市長の双方が協議の上、施工者を決定するものとする。

(移転等工事)

第8条 工事施工者等は、設置の位置及び設置に係る施工方法について、舗装の復旧前に市長と協議しなければならない。

- 2 測量標等は、原則として既設のものを再度使用するものとする。ただし、これが使用不可能な場合は、現況と同じものを用いて復旧するものとする。
- 3 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 設置工事がしゅん工したときは、工事施工者は、速やかに湖南省公共基準点設置工事しゅん工報告書(様式第11号)を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第9条 公共基準点の設置工事に要する費用(既設の公共基準点の取り壊し費用を含む。)及び公共基準点の測量作業に要する費用(以下「測量費用等」という。)は、土地所有者等の請求による場合を除き、原則として工事施工者の負担とする。

- 2 測量費用等の請求は、届出書及び承認書に基づき、公共基準点の効用に支障があるものについて請求するものとする。
- 3 測量費用等は、納入通知書により、発行の日から起算して30日を経過した日までに納付しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、公共基準点の管理保全に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

湖南省公共基準点使用承認申請書

年 月 日

湖南省長 宛

申請者 住所  
氏名

湖南省公共基準点管理保全要綱第 3 条第 1 項の規定により、公共基準点の使用について、  
下記のとおり申請します。

記

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 計画 機関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	電話番号
測量 作業 機関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	電話番号
備 考		

様式第2号（第3条関係）

湖南省公共基準点使用承認書

様

公共基準点の使用について、下記のとおり承認します。

記

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 作業 機関	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	電話番号
承認の条件 1. 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2. 使用終了後は、報告書を提出すること。  第 号 年 月 日  湖南省長		
担当連絡先		

別紙

### 公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用に当たっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先等を連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合は、それに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携帯すること。
- 4 使用に当たっては公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は、速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、湖南省公共基準点使用報告書として、次に掲げる書類を添付し基準点管理者に提出すること。
  - (1) 基準点現況報告書
  - (2) 精度管理表
  - (3) 成果表、網図の写し等

様式第3号（第3条関係）

湖南省公共基準点使用報告書

年 月 日

湖南省長 宛

報告者 住 所  
名 称  
担当者

公共基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

記

使用目的			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）		
測量地域			
使用した 公共基準点	計 点		
使用承認番号			
測量 作業 機関	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地	電話番号	
使 用 結 果 (精 度)	No. ~ No.	相対精度 1 :	
	No. ~ No.	相対精度 1 :	
	No. ~ No.	相対精度 1 :	
	No. ~ No.	相対精度 1 :	
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況等を記載)		

様式第4号（第4条関係）

湖南省公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

湖南省長 宛

届出者 住 所  
氏 名

湖南省公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により下記のとおり届け出します。

記

工事件名			
工事場所	湖南省	番地先	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）		
工事概要			
公共基準点番号			
占用 企業 者	名 称		
	代表者氏名		
	所 在 地	電話番号	
工事 請負 者	名 称		
	担当者		
	所 在 地	電話番号	
添 付 図 面	1 位置図    2 断面図    3 平面図    4 その他		

様式第5号（第4条関係）

湖南省公共基準点付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

湖南省長 宛

報告者 住 所  
名 称  
担当者

年 月 日付けで届け出た公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所	湖南省 番地先	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）	
公共基準点番号		
公共基準点 の状況	(1) 測量標のき損状態：	
	(2) 構造物のき損状態：	
	(3) その他：	
工事 請負 者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	電話番号
添 付 図 面	1 しゅん工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他	

様式第6号（第4条関係）

湖南省公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

湖南省長 宛

申請者 住所  
氏名

工事により異常を来たした公共基準点の復旧について、湖南省公共基準点管理保全要綱第4条第6項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理由		
復旧内容		
復旧場所	湖南省 番地先	
復旧する公共基準点		
復旧期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）	
復旧 工事 請負 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	電話番号
備 考		

様式第7号（第4条関係）

湖南省公共基準点復旧承認書

様

年 月 日付けで申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認します。

承認事項

復旧内容	
復旧場所	湖南省 番地先
復旧する公共基準点	
復旧完了期限	年 月 日とする。

承認の条件

- 1 測量標設置は、湖南省公共基準点管理保全要綱に定めた構造とする。
- 2 測量標設置工事完了後は、速やかに湖南省公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を提出し、市の検査を受けること。
- 3 検査に合格したときには、速やかに市へ公共基準点を引き渡すこと。
- 4 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て協議すること。

第 号  
年 月 日

湖南省長

担当連絡先

様式第8号（第5条関係）

湖南省公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

湖南省長 宛

申請者 住所  
氏名

工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、湖南省公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

一時撤去・移転理由		
工事件名		
工事場所	湖南省 番地先	
一時撤去・移転する公共基準点		
移転する場合の移転候補地	湖南省 番地先	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事請負者	名称	
	担当者	
	所在地	電話番号
添付図面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他	
備考	※現況状況等を記載する	

様式第9号（第5条関係）

湖南省公共基準点（一時撤去・移転）承認書

第 年 月 日  
号 日

様

湖南省長

年 月 日付けで申請のありました公共基準点の（一時撤去・移転）について、次のとおり承認します。

承認事項

移転先	湖南省	番地先
一時撤去・移転する公共基準点		
完了期限	年 月 日とする	

承認の条件

- 1 再設置位置については、舗装復旧する前に必ず連絡すること。
- 2 測量標設置は、湖南省公共基準点管理保全要綱に定めた構造とする。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を提出し、市の検査を受けること。
- 4 検査に合格したときには、速やかに市へ公共基準点を引き渡すこと。
- 5 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡すること。

担当連絡先

様式第10号（第5条関係）

湖南省公共基準点（一時撤去・移転）請求書

年 月 日

湖南省長 宛

請求者 住所  
氏名

湖南省公共基準点管理保全要綱第5条第4項の規定により公共基準点の（一時撤去・移転）を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	湖南省 番地
一時撤去・移転する 公共基準点	
請求期限	年 月 日まで
備 考	

様式第11号（第8条関係）

湖南省公共基準点設置工事しゅん工報告書

年 月 日

湖南省長 宛

報告者 住 所  
名 称  
担当者

年 月 日 第 号で承認を受けた公共基準点の（一次撤去・移転）について、  
公共基準点設置工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		湖南省 番地先
設置工事しゅん工日		年 月 日
設置公共基準点番号		
工事 請負 者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	電話番号
添 付 図 面		1 しゅん工写真 2 その他